

秋田県公報

目次

規則	ページ
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(七九・総合防災課).....	1
告示	
麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種を行う医師(九一九・健康対策課).....	2
麻しん予防接種を行う医師(九二〇・健康対策課).....	2
米代川地域森林計画の変更の予定(九二一・森林環境対策室).....	2
雄物川地域森林計画の変更の予定(九二二・森林環境対策室).....	2
種畜証明書の書換交付(九二三・農畜産振興課).....	3
大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(九二四、九二五・商工業振興課).....	3
争議行為の予告(九二六・労働政策課).....	4
道路区域の変更(九二七、九二九・道路環境課).....	4
公告	
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部).....	6

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月十一日

秋田県規則第七十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

秋田県知事 寺田典城

別表第一第一号(一)(3)中「三万千円」を「三万円」に改め、同号(二)(2)中「二百四十九万八千円」を「二百四十六万八千円」に改め、同号(二)(4)中「(以下「福祉仮設住宅」という。))」を削り、同表第二号(一)(3)中「千二十円」を「千十円」に改め、同表第三号(三)の表中

一七、七〇〇円	二二、七〇〇円	三三、五〇〇円	四〇、一〇〇円
二九、二〇〇円	三七、七〇〇円	五一、七〇〇円	六一、八〇〇円

五〇、九〇〇円	七、四〇〇円	一七、三〇〇円	二二、二〇〇円
七七、五〇〇円	一〇、六〇〇円	二八、六〇〇円	三六、九〇〇円

三三、八〇〇円	三九、二〇〇円	四九、八〇〇円	七、二〇〇円
五一、六〇〇円	六〇、五〇〇円	七五、八〇〇円	一〇、四〇〇円

号(三)の表中

五、八〇〇円	七、七〇〇円	一、六〇〇円	一四、〇〇〇円
九、二〇〇円	一一、二〇〇円	一七、四〇〇円	二〇、六〇〇円

一八、〇〇〇円	五、六〇〇円	七、五〇〇円	一一、三〇〇円
二五、九〇〇円	九、〇〇〇円	一一、九〇〇円	一七、〇〇〇円

一三、七〇〇円	一七、五〇〇円	三、四〇〇円	三、三〇〇円
二〇、一〇〇円	二五、三〇〇円		

に、「三、四〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、別表第一第四号(一)(3)中「助産婦」を「助産師」に、「二割引」を「百分の八十」に改め、同表第六号(二)中「五十三万千円」を「五十二万五千円」に改め、同表第九号

(三)中、「十七万九千円」を「十八万九千円」に、「十四万三千二百円」を「十五万二千二百円」に改め、同表第十一号(四)中、「三千三百円」を「三千二百円」に改め、同表第十二号(二)中、「十四万千円」を「十三万八千五百円」に改める。
 別表第二第一号(一)中、「一万七千九百円」を「一万七千六百円」に改め、同号(二)中、「一万二千三百円」を「一万二千円」に改め、同号(三)中、「一万八千八百円」を「一万七千六百円」に改め、同号(四)中、「一万七千八百円」を「一万七千四百円」に改め、同号(五)中、「二万三千三百円」を「二万九百円」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第九百十九号

各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

池田盛男	西大館病院	大館市川口字上野六の二五番地
	医療機関名	所在地
医師氏名	予防接種を行う主たる場所	

秋田県告示第九百二十号

各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

予防接種を行う主たる場所

医師氏名	医療機関名	所在地
八木澤 仁	秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱三十番地
畠山 卓	秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱三十番地

秋田県告示第九百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項、森林法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十三号)附則第三条第一項及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)附則第十四項の規定により、米代川地域森林計画を変更するので、森林法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
- 二 米代川森林計画区 米代川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 三 縦覧期間 平成十五年十一月十一日から同年十二月十日まで
- 四 縦覧場所 農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第九百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び森林法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により、雄物川地域森林計画及び子吉川地域森林計画を変更するので、森林法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
- (一) 雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- (二) 子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成十五年十一月十一日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧場所 農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第九百二十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同条第二項

の規定に基づき、公示する。
平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

種畜証明書 番 号	種 畜 の 名 前		飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称
	新	旧	
平14秋田県1 第5号	幸彦	異動なし。	鹿角郡小坂町上向字上牛馬長根36番地 木村栄治 鹿角市花輪字菩提野1番地2 鹿角畜産農業協同組合
平14秋田県1 第10号	秋北国	秋国	鹿角市花輪字菩提野1番地2 鹿角畜産農業協同組合 異動なし。
平14秋田県2 第22号	土高福	異動なし。	仙北郡協和町峰吉川字高見38の3 進藤一一 仙北郡神岡町神宮寺字海草沼谷地13番3 秋田県畜産試験場
平14秋田県2 第56号	ゼンノーサクラ201 ヒカシ99-318	異動なし。	平鹿郡平鹿町樽見内字扇田126番地 株式会社フカサワ 平鹿郡平鹿町樽見内字堀田178番地 合資会社深澤スロインファーム

秋田県告示第九百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
MAXデーンコードー秋田店
秋田市八橋南一丁目五十二番十五号ほか
- 二 秋田市長の意見
- (一) 騒音振動について

- (二) 廃棄物について
夜間に駐車禁止区域を設けることで騒音対策としているが、これを厳守するとともに、当該区域の走行車両についても、これを極力排除し、周辺環境に配慮する。
- 事業所において生じる廃棄物については、発生を抑制し発生した廃棄物についても分別の徹底を図る等再利用を促進し、廃棄物の減量化に努めること。
排出する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理を委託するときは、それぞれ一般廃棄物処理業又は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者へ委託し、適正に処理すること。
- 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
- 意見書の提出なし
- 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十五年十一月十一日から同年十二月十一日まで
- (二)

秋田県告示第九百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ港北店

秋田市土崎港北七丁目百六十一番二ほか

二 秋田市長の意見

(一) 騒音振動について

環境基準に基づく予測結果において、基準値を全て下回っているが、一部環境基準に近い予測値となっているところ(予測地点D)がある。

加えて、ここは、荷さばき作業場に近接しており、高いピークレベルが予想されることから、作業時間の遵守に加え、作業方法等において騒音が発生しないよう配慮すること。

(二) 光害について

二十四時間営業に加え住宅地が隣接するため、周辺住民の睡眠を阻害する恐れがあり、植栽等の光害対策について、周辺住民の意見を尊重し、十分配慮すること。

(三) 悪臭について

厨房等より発生する悪臭に対し、苦情が発生しないよう排気口的位置等について、十分に配慮すること。

(四) 廃棄物について

ア 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠について、リサイクル品及び油脂の排出量原単位及び見かけ比重の数値の根拠を明示すること。

イ 事業所において生じる廃棄物については、発生を抑制し発生した廃棄物につ

- いても分別の徹底を図る等再利用を促進し、廃棄物の減量化に努めること。
排出する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理を委託するときは、それぞれ一般廃棄物処理業又は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者へ委託し、適正に処理すること。
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

- (一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- 秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

平成十五年十一月十一日から同年十二月十一日まで

(二)

平成十五年十一月十一日から同年十二月十一日まで

秋田県告示第九百二十六号

平成十五年十月二十九日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金浩から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 賃金の改善に関すること。

(二) 職員増員に関すること。

(三) 夜勤制限協定の締結に関すること。

(四) 労働条件の改善に関すること。

二 日時

平成十五年十一月十二日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十二番地

鷹巣病院

四 概要

救急外来患者及び入院患者のための保安要員を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第九百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	百五号	由利郡大内町岩谷町新宝田二二地先から一〇地先まで		一六・〇〇〇〇、一九・〇〇〇〇	〇・一八二
	新	旧	百五号	"		一六・〇〇〇〇、三七・〇〇〇〇	〇・一八二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十一月十一日から同月二十五日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年十一月十一日

秋田県告示第九百二十八号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	本荘岩城線	由利郡大内町岩谷麓字麓二〇一地先から二〇五地先まで		一八・五〇〇〇、二一・〇〇〇〇	〇・一八二
	新	旧	本荘岩城線	"		二〇・〇〇〇〇、五〇・〇〇〇〇	〇・一八二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十一月十一日から同月二十五日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年十一月十一日

秋田県告示第九百二十九号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県 道	
新	旧
長岡冬師城内線	長岡冬師城内線
由利郡象潟町長岡字前田一六四番六から横岡字大谷地七四番一地先まで	由利郡象潟町長岡字前田一六四番六から横岡字大谷地七四番一地先まで
〃	〃
九・〇〇〇〇～三・四・〇〇	九・〇〇〇〇～三・四・〇〇
一・二・〇〇〇	一・二・〇〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年十一月十一日から同月二十五日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北秋田郡鷹巣町綴子土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年十一月四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年十一月十一日

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県

購読料金 一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 876682 FAX (0863) 000055
 E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁雄